

# 明和町通学路交通安全プログラム

平成29年3月

明和町通学路安全推進会議

## 1 目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年6月～8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「明和町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

## 2 通学路安全推進会議について

関係機関との連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で論議し、策定しました。

### [メンバー]

- 明和西小学校長      ○明和東小学校長      ○館林警察署      ○明和駐在所
- 明和町小中学校 P T A連絡協議会      ○館林土木事務所
- 明和町総務課安全安心係      ○明和町都市建設課建設係
- 明和町教育委員会(教育長、学校教育課)

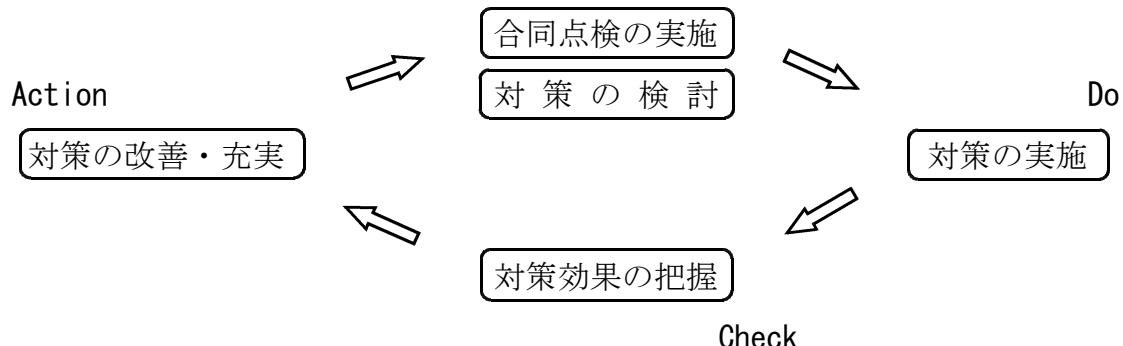
## 3 取組方針

### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続とともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を図る。

これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図る。

#### [通学路安全確保のためのP D C Aサイクル] Plan



## (2) 定期的な合同点検

### ①合同点検の実施時期等

○町内各小学校において、それぞれ毎年合同点検を実施する。

○実施時期は、5～8月を目安に行う。

○効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、危険箇所等を抽出し、合同点検を実施する。

### ②合同点検の体制

○小学校ごとに、通学路安全推進会議のメンバーで合同点検を実施する。

## (3) 対策の検討

○合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所に応じて、ハード面(改善等)、ソフト面(安全教育)から、対策実施計画を検討する。

## (4) 対策の実施

○対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図る。

## (5) 対策効果の把握

○合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているか、対策効果の把握を行う。

## (6) 対策の改善・充実

○対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図る。

## 4 対策箇所図・一覧表の公表

○小学校ごとの点検結果や対策内容について、関係者間で内容を共有するために小学校ごとの対策箇所図及び対策箇所一覧表を作成し、公表する。ただし、防犯上の危険箇所については公表しない。

## 平成28年度 通学路危険箇所対策一覧表

No.	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	対策年度
1	県道今泉・館林線 千津井281番地先 江黒郵便局南手押し信号から西の道路		町道の道幅が狭く、北側の農地へ転落する危険性あり	県道に歩道新設	館林土木事務所	H28～H29
	町道5号線			通学路の変更	明和東小学校	県道歩道新設後
2	県道江口・館林線	田島101番地先付近、横断歩道	県道のため、スピードを出している車両が目立つ	路面標示「学童注意」とタップラインを設置	館林土木事務所	H28
3	県道麦倉・川俣(停)線	田島487－1番地先付近、横断歩道	県道のため、スピードを出している車両が目立つ	路面標示「学童注意」とタップラインを設置	館林土木事務所	H28
4	県道上中森・川俣(停)線 須賀252番地付近、用水路脇		下の側溝まで高さがあり、転落の危険性あり	転落防止柵を設置	館林土木事務所	H28
	町道3－245号線			転落防止柵を設置	明和町	H28
5	町道68号線	大輪1972番地付近のカーブ	見通しが悪い	外側線の引き直し 路面表示「カーブ注意」を設置	明和町	H28
6	町道19号線	大輪2388番地付近のカーブ	見通しが悪い	外側線の引き直し 路面表示「カーブ注意」を設置	明和町	H28

# 明和西小学校 通学路点検結果



No.6

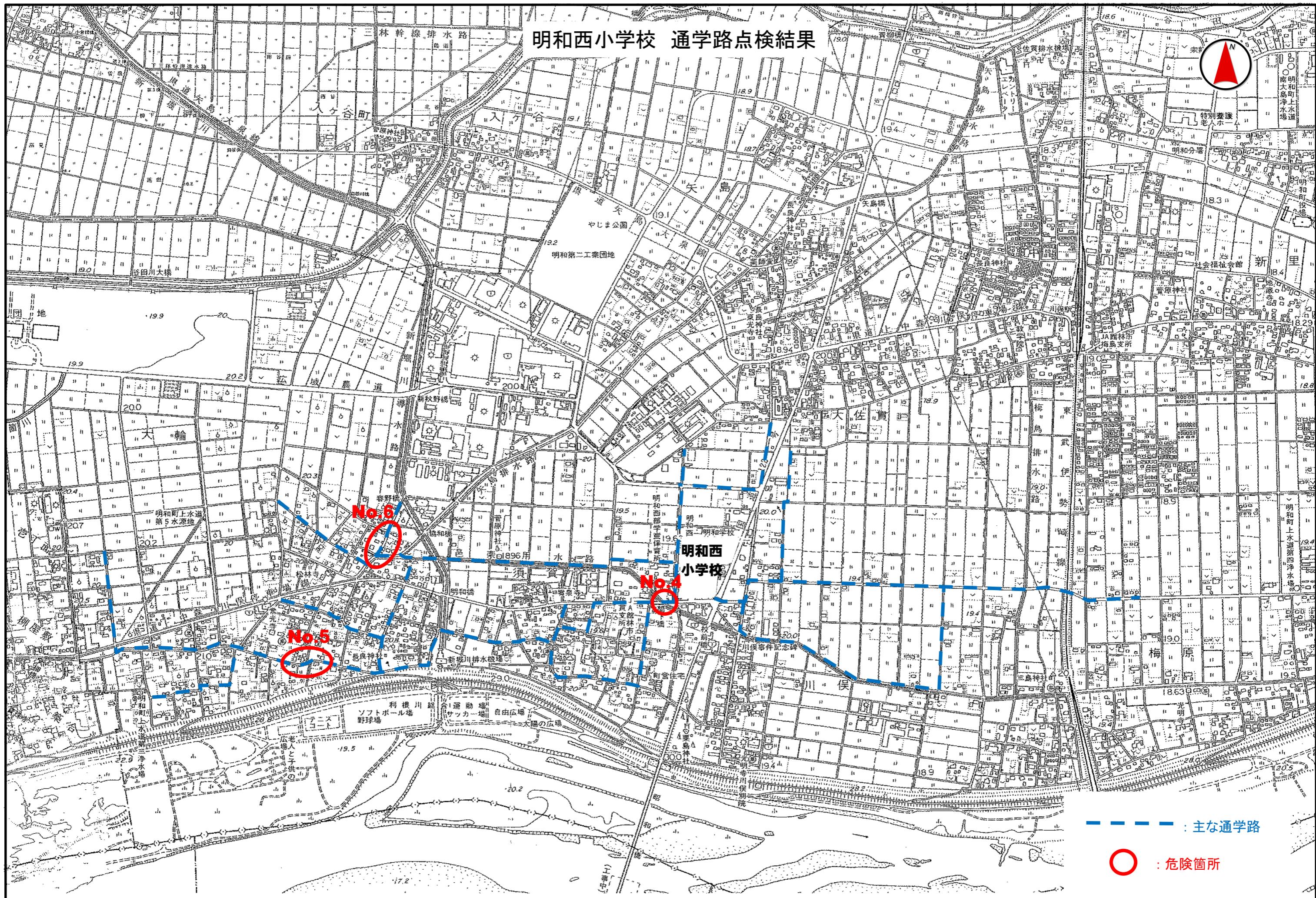
明和西  
小学校

No.4

No.5

----- : 主な通学路

○ : 危険箇所



# 明和東小学校 通学路点検結果

